

平成 21 年度受動喫煙に関する県民意識調査実施要綱

1 調査の目的

この調査は、県民の受動喫煙に関する意識を把握するとともに、受動喫煙防止の取り組みの課題を把握することにより、今後の受動喫煙防止対策推進方策検討の基礎資料とすることを目的とする。

2 調査の対象

- (1) 対象者 県内在住の 20 歳以上の県民 5,000 人
- (2) 抽 出 住民基本台帳からの層化二段無作為抽出及び外国人登録原票からの単純無作為抽出

3 調査の方法

郵送自計式

県の封筒により送付し、健康増進課たばこ対策室で回収する。

4 調査の項目

- (1) 属性（性別、年代、居住地域、喫煙習慣の有無）
- (2) 受動喫煙の認知度
- (3) 受動喫煙の曝露状況
- (4) 受動喫煙に対する意識・行動
- (5) 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の認知度
- (6) 今後の受動喫煙防止対策についての意見等

5 調査時期

平成 21 年 11 月 16 日(月)～11 月 30 日(月)（予定）

6 調査周期

隔年(予定)

7 調査実施機関

神奈川県保健福祉部健康増進課たばこ対策室

標本抽出、集計等について専門業者に委託予定

8 調査結果の公表

調査終了時にホームページに掲載する等により情報提供を行う。

- ・ 平成 22 年 2 月下旬頃を予定。

県民意識調査票

調査にお答えいただく前に、あなたご自身（平成 21 年 11 月 1 日現在）についてうかがいます。次の設問（F 1～F 3）は、いただきました回答を統計的に分析・集計するために使用するものです。個人を特定するためのものではありません。必ずご記入ください。

F 1 あなたの性別を で囲んでください。（ は1つ）

- 1 男性 2 女性

F 2 あなたの年齢を で囲んでください。（ は1つ）

- 1 20～29歳 2 30～39歳 3 40～49歳
4 50～59歳 5 60～69歳 6 70歳以上

F 3 あなたがお住まいの地域を で囲んでください。（ は1つ）

- 1 横浜（横浜市） 2 川崎（川崎市）
3 横須賀三浦（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）
4 県央（厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村）
5 湘南（平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町）
6 足柄上（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）
7 西湘（小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町） 8 県北（相模原市）

問 1 あなたは「受動喫煙」という言葉をご存知ですか。次の中から 1つ選んでください。

（ は1つ）

- 1 言葉も意味も知っている 2 言葉は知っているが、意味はよくわからない
3 知らなかった（今回の調査で初めて知った）

問 2 「受動喫煙」とは、室内などで、自分の意思とは関係なく、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。あなたはこの半年間に次のような施設で受動喫煙にあいましたか。

次の「施設」ごとに1つ選んでください。（1つの「施設」に は1つ）

施設	頻度	よくあった	時々あった	あわなかった	行かなかった
ア 学校（幼稚園・小中高校・大学等及び類似施設）		1	2	3	4
イ 病院・診療所又は助産所		1	2	3	4
ウ 薬局		1	2	3	4
エ 施術所（あん摩治療院など）		1	2	3	4
オ 劇場・映画館・演芸場		1	2	3	4
カ 観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）		1	2	3	4
キ 集会場又は公会堂		1	2	3	4
ク 展示場		1	2	3	4
ケ 体育館・ボウリング場などの運動施設		1	2	3	4
コ 公衆浴場（銭湯・サウナなど）		1	2	3	4
サ 百貨店・マーケットその他の物品販売店		1	2	3	4
シ 銀行・保険会社などの金融機関		1	2	3	4
ス 駅・バスターミナル・旅客船ターミナル		1	2	3	4
セ 鉄道車両・バス・旅客船・タクシー車両		1	2	3	4
ソ 図書館・博物館・美術館・動物園及び類似施設		1	2	3	4
タ 老人ホーム・保育所等社会福祉施設		1	2	3	4
チ 官公庁施設（ア～タに該当するものを除く）		1	2	3	4
ツ 食堂・レストラン・居酒屋などの飲食店		1	2	3	4
テ キャバレー・ナイトクラブ及び類似施設		1	2	3	4
ト ホテル・旅館などの宿泊施設		1	2	3	4
ナ ゲームセンター・カラオケボックス及び類似施設		1	2	3	4
ニ マージャン屋・パチンコ屋及び類似施設		1	2	3	4
ヌ アからニに該当しないサービス施設（理美容院・クリーニング店・法律事務所・レンタルビデオ店など）		1	2	3	4
ネ その他（具体的に：_____）		1	2	3	4

問3 あなたはこれまで受動喫煙にあったとき、どのように感じましたか。

次の中から1つ選んでください。(は1つ)

- 1 何も感じなかった 2 迷惑に思った 3 受動喫煙にあったことはない

問4 あなたはこれまで受動喫煙にあったとき、どのような行動をとりましたか。

次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(はいくつでも)

- 1 喫煙者に喫煙を控えてもらうよう頼んだ
2 自分が席や場所を移動した
3 自分が我慢した
4 気にならなかったため、何もしなかった
5 受動喫煙にあったことはない
6 その他(具体的に:)

問5 あなたは受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。

次の中から1つ選んでください。(は1つ)

- 1 健康への影響がある
2 健康への影響はない【 問7へお進みください。】
3 わからない【 問7へお進みください。】

〈問6は、問5で「1 健康への影響がある」を選んだ方がお答えください。〉

問6 あなたは、受動喫煙によりどのような健康影響があるとお考えですか。

次の「健康影響」について、それぞれ1つ選んでください。

(1つの「健康影響」に は1つ)

健康影響	影響がある	影響はない	わからない
肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める	1	2	3
子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める	1	2	3
乳幼児突然死症候群の危険性を高める	1	2	3
妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める	1	2	3
その他(具体的に:)			

〈問7～問8は、全員の方がお答えください。〉

問7 あなたは健康増進法第25条で、「学校、病院、飲食店など多くの人が利用する施設では、利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定められていることをご存知ですか。次の中から1つ選んでください。(は1つ)

- 1 知っている 2 知らなかった(今回の調査ではじめて知った)

問8 あなたは、神奈川県で受動喫煙を防止するための条例(神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例(以下「県受動喫煙防止条例」といいます))が制定されたことをご存じですか。

次の中から1つ選んでください。(は1つ)

- 1 内容まで知っている
2 条例が制定されたことは知っているが、内容は知らない【 問10にお進みください。】
3 知らなかった(今回の調査ではじめて知った)【 問10にお進みください。】

《問9は、問8で「1 内容まで知っている」を選んだ方がお答えください。》

問9 県受動喫煙防止条例に盛り込まれている内容について知っているものをすべて選んでください。(はいいくつでも)

- 1 不特定又は多数の者が利用する室内又はこれに準ずる環境での受動喫煙を防止するものである
- 2 学校や病院・官公庁施設は禁煙に、飲食店やホテル・娯楽施設は禁煙又は分煙になる
- 3 施設の入口に禁煙又は分煙の表示が行われるようになる
- 4 保護者同伴であっても未成年者を喫煙所や喫煙席に立ち入らせてはならない
- 5 喫煙が禁止されている場所で喫煙してはならない
- 6 喫煙が禁止されている場所で喫煙した場合罰則(過料)が科される場合がある
- 7 施行は、平成22年4月1日からである

《問10~問13は、全員の方がお答えください。》

問10 あなたは、県の条例を何で知りましたか。また、問8で「3 知らなかった(今回の調査ではじめて知った)」を選んだ方は、どのような方法で情報提供するのが良いと思いますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(はいいくつでも)

- | | | |
|-----------------|-----------|-------------------|
| 1 県のたより | 2 市町村の広報紙 | 3 新聞報道 |
| 4 県提供のテレビ・ラジオ番組 | | 5 4以外のテレビ・ラジオ番組 |
| 6 タウン紙など | 7 雑誌 | 8 街頭キャンペーン |
| 9 県が主催する講演会や説明会 | | 10 リーフレット |
| 11 県のホームページ | | 12 県以外のホームページ |
| 13 家族・友人からの情報 | | 14 加入している団体等からの情報 |
| 15 その他(具体的に: | |) |

問11 今年3月に県の受動喫煙防止条例ができましたが、県内における最近の受動喫煙防止対策の状況について、あなたはどのように感じていますか。

次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(はいいくつでも)

- 1 禁煙や分煙にする施設が増えた
- 2 禁煙や分煙の表示をよく見かけるようになった
- 3 喫煙者のマナーが良くなった
- 4 喫煙できる場所が減った
- 5 屋外での喫煙が増えた
- 6 変わらない
- 7 その他(具体的に:

問12 あなたは、受動喫煙防止を効果的に進めるために行政に期待することはどれですか。

次の中から3つまで選んでください。(は3つまで)

- 1 受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発
- 2 喫煙者へのマナー向上のための普及啓発
- 3 禁煙を希望する喫煙者への禁煙支援や未成年者への喫煙防止教育
- 4 施設の管理者等が実施する受動喫煙防止対策への経済的・技術的支援
- 5 県受動喫煙防止条例の円滑な施行
- 6 受動喫煙防止のための規制の強化
- 7 行政としての取組みは現状で十分である
- 8 その他(具体的に:

問 13 あなたは、たばこを吸いますか。次の中から 1 つ選んでください。(は 1 つ)

- 1 吸わない【 問 16 へお進みください。】
- 2 毎日吸っている
- 3 時々吸う日がある
- 4 以前は吸っていたが 1 か月以上吸っていない【 問 16 へお進みください。】

〈問 14～問 15 は、問 13 で「2 毎日吸っている」、「3 時々吸う日がある」を選んだ方がお答えください。〉

問 14 あなたはたばこを吸うときに気をつけていることはありますか。

次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(はいいくつでも)

- 1 公共的な場所(不特定又は多数の者が利用する場所)では吸わない
- 2 指定されている喫煙場所以外では吸わない
- 3 禁煙場所では吸わない
- 4 禁煙になった飲食店等では吸わない
- 5 混雑している場合は吸わない
- 6 子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない
- 7 周りに食事中の人がいる場合は吸わない
- 8 周囲の人の了解を得てから吸う
- 9 その他(具体的に：)
- 10 気をつけていることはない

問 15 あなたは、あなたご自身の喫煙についてどのように考えていますか。

次の中から 1 つ選んでください。(は 1 つ)

- 1 たばこをやめたい
- 2 喫煙本数を減らしたい
- 3 たばこをやめたり、喫煙本数を減らしたりするつもりはない
- 4 その他(具体的に：)

問 16 受動喫煙防止対策について、ご意見・ご提案がございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

同封の返信用封筒で、11月30日(月)までにご投函ください。(切手は不要です)